

議案第24号 小松島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

児童の懲戒に係る規定を削除する児童福祉法の改正に伴う基準省令の改正に準じ、関係の規定を削除するもの。

小松島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年小松島市条例第38号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p><u>第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p>	<p><u>第26条 削除</u></p>	<p>改正</p>